

2025年度 APTF 奨学生募集の御案内

2025 年度の APTF 奨学生を募集致します。

家庭の経済的理由等がある方に対し就学を少しでも支援するために、厳正な審査の上、奨学金が 1 年間支給されます。(返還は不要です)

1. 募集人数：180 名

2. 対象

- ・ JUNSE 国際学院在籍者
- ・ 専門学校、高専後期課程
- ・ 短期大学、四年制大学
- ※聴講生、科目履修生、語学留学生は対象外
- ・ 大学院生

3. 応募期間：応募依頼書提出締め切り：2025 年 7 月 15 日
本登録最終締め切り：2025 年 7 月 31 日

4. 応募資格

- ① 2025 年 4 月時点で、入会期間が継続して 5 年以上の正会員であり、会費の滞納がないこと。(現在の会員番号 55689 以下の方が対象)
入会から 5 年を経過していても、過去入退会を繰り返しており、以前の会費未払いの方は対象外とすることもあります。
- ② 正会員（家庭会員、但し、配偶者がいない方は個人会員でも可であるが、応募対象は戸籍での子に相当する方）。
- ③ 応募は 1 家庭 1 名までとし、対象子女が 2025 年 4 月 1 日現在で 25 歳以下であること。
(1999 年 4 月 2 日以降生まれの方が対象)
- ④ 今までに APTF の奨学金を受け取ったことのない家庭、もしくは、1 年間のみ受取った家庭。

5. 応募対象外（以下の家庭は応募できません）

- ① 現在、韓国留学生（中高生）を送っている家庭と過去に送ったことのある家庭。
(韓国留学生には、既に手厚い支援をしているため)
- ② 既に APTF 奨学金を 2 年間（2 回）受け取った家庭。
- ③ 現在、家庭連合関係が行っている奨学金(孝情、天一国等)を受け取っている家庭。
(重複を避け多くの家庭に恩恵が行き渡るようにするため)
- ④ 令和 7 年度の課税証明書により高等教育修学支援新制度の第 I 区分を受ける家庭。
対象の子女が修学支援の学校ではなかったとしても兄弟が修学支援の第 I 区分を受けている家庭は応募できません。
※令和 6 年度第 I 区分の家庭で令和 7 年度第 II 区分の家庭は応募できますが、令和 6 年度第 II 区分の家庭で令和 7 年度第 I 区分の家庭は応募不可です。

6. 支給金額

一律：月 2 万円給付(年間 2 4 万円)

7. 支給方法

9 月 2 6 日頃に APTF の会費引落口座へ 1 年分の金額を振り込みます。クレジット払いに切替された方は変更前に口座振替をされていた口座に振り込みます。

8. 応募方法

応募依頼書を所属に提出すると、後日応募用 URL が発行されます。それを所属から受け取り、web 上にて応募用のフォームに応募者(親)の情報と対象の子女の進学先、応募理由、家庭状況等を入力します。

9. 提出書類 (応募用 URL から添付ファイルで送信)

- ① 令和 7 年度(令和 6 年分所得)の夫婦双方の住民税課税証明書で証明事項に省略がなく、収入・扶養・控除についての項目が明記されているもの(収入金額等が“*****”等で隠されているものは受付していません)。なお、住民税課税証明書以外の書類(納税証明書、源泉徴収票、住民税通知書、給与明細書、確定申告書の控え等)は不可となります。
地域によっては住民税しか記載がない場合もございますが、その場合は収入所得証明書も併せて添付してください。
- ② 在学を証明する書類(学生証又は在学証明書。但し合格通知書は不可)
※JUNSE 国際学院在籍者は、高等学校卒業資格を取得できる学校の書類も一緒に提出して下さい。
※日本語以外の書類は必ず全文翻訳してください。
- ③ 修学支援金(授業料減免・給付型奨学金)を受ける予定の家庭は支援区分を web 上で入力してもらいます。

10. 審査と通知

審査委員会で提出書類に基づいて、厳正に選考審査し、決定致します。結果発表は、締め切りから約 2 ヶ月後(9 月上旬予定)を目処に応募用 URL に掲載予定。

11. 注意事項

- ① APTF 会員番号とは送付物のお名前下の 4 桁または 5 桁の番号のことです。
- ② 家族で所属が異なる場合は、その家族の事情がよくわかる所属から応募して下さい、その旨応募理由にご記入下さい。
- ③ 住民税課税証明書は必ず夫と妻の両方の住民税課税証明書を送信して下さい。
- ④ 添付ファイルを送信する場合は、数字文字を画面上で判別できる状態で送信してください。判別できない場合は、審査対象外となります。
- ⑤ 提出書類以外のものは提出しないで下さい。特記事項は全て応募理由等にご記入下さい。
- ⑥ 修学支援の区分確認のため、対象となられた方にはスカラネットの情報及び学費の受領証等の提示をお願いする場合がございます。
- ⑦ 審査結果についてのご質問、お問い合わせは、受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

12. お問い合わせ先

APTF 本部事務局 mail:shogaku@aptf.gr.jp

お問い合わせの際には会員番号（わかれば）、所属、氏名をお伝えください。

漠然とした内容やご案内に明記している内容についての質問には回答いたしません。また、応募が完了しているかどうかの確認はご遠慮ください。

※応募依頼書を提出してから応募用 URL が発行されるまでは時間を要しますので、応募される方は、前もって「9.提出書類」の準備をしておいてください。